

規制に係る事前評価書

法令の名称	環境影響評価法の一部を改正する法律
政策の名称	環境影響評価図書のインターネットによる公表を義務付け
担当部局・評価者	環境省総合環境政策局環境影響評価課長 花岡 千草 電話番号:03-5521-8235 E-mail:sokan-hyoka@env.go.jp
評価実施時期	平成22年3月1日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	事業者が作成する図書(現行法においては、方法書、準備書及び評価書。以下これらを「環境影響評価図書」という。)の縦覧場所が事業者の事務所あるいは関係都道府県の庁舎等に限られており、方法書及び準備書を確認するためには、実際に当該縦覧場所に行く必要がある。このため、事業の実施区域の近傍に居住していない者にとって、環境影響評価図書の縦覧が事実上困難となっており、これに対応すべく、環境影響評価図書のインターネットによる公表を義務付ける。
内容	環境影響評価手続中、環境影響評価図書のインターネットによる公表を義務付ける。
関連条項	第7条、第16条、第27条
必要性	環境影響評価図書の縦覧場所が事業者の事務所あるいは関係都道府県の庁舎等に限られており、方法書及び準備書を確認するためには、実際に当該縦覧場所に行く必要がある。このため、事業の実施区域の近傍に居住していない者にとって、環境影響評価図書の縦覧が事実上困難となっている。
費用	
遵守費用	事業者における電子縦覧に係る事務が生じる。なお、インターネットによる公表に伴い必要となる実務及び予算に関しては、これまで実際に、電子縦覧を実施した実績のある事業者(条例対象案件含む。)23事業者にアンケート調査を行ったところ、約8割が1日以内に作業を終了し、約7割が追加的な予算は不要との回答を得ており、電子縦覧を実施することによる追加的な費用負担は事実上ほぼ発生しないものと考えられる。また、事業者が電子縦覧を行う際に、環境省がHP上のスペースを提供すること等の支援措置を行うことを検討している。
行政費用	環境省がHP上のスペースを提供すること等の支援措置にかかる費用が想定されるが、特筆すべき追加的な予算措置を要することなく対応できる見込み。
その他の費用	特になし
便益	居住地域に限定されることなく、環境影響評価図書へのアクセスの利便性が向上し、事業に係る適正な環境情報の形成に資することが期待される。

想定される代替案		
代替案①	環境影響評価図書を全国の都道府県に配布することが考えられる。	
	費用	
	遵守費用	事業者は、作成した環境影響評価図書を、必要部数を印刷の上、全国の都道府県に配布する費用がかかることになる。
	行政費用	都道府県は、環境影響評価図書を閲覧するスペースを確保しなければならない。
	その他の費用	特になし
	便 益	所属する都道府県庁に行きさえすれば、環境影響評価図書を閲覧することができる。
代替案②	事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。	
	費用	
	遵守費用	事業者における電子縦覧に係る事務に係る費用が生じる。
	行政費用	新たに発生する費用はない
	その他の費用	特になし
	便 益	事業者が自主的に環境影響評価図書をインターネットで公表した場合は、居住地域に限定されることなく、環境影響評価図書へのアクセスの利便性が向上し、事業に係る適正な環境情報の形成に資することが期待される。
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)		
<p>事業者にとって追加的な費用負担は事実上ほぼ発生させることなく、居住地域に限定されずに環境影響評価図書へのアクセスの利便性を向上させ、事業に係る適正な環境情報の形成に資することが期待される。</p> <p>代替案①については、膨大な量に上る環境影響評価図書を必要部数印刷する事務、発送する事務に加え、都道府県庁まで行く必要があり、事業者、一般双方にとって負担が大きい。</p> <p>代替案②については、平成20年3月末時点で環境影響評価法に基づく手続が完了した119件のうち、自主的にインターネットによる公表を行った事業者は3件にとどまっており、法施行後の運用状況から見て、自主的取組みでは十分な措置がなされない。事業者負担についてはほぼ同等であると考えられるものの、事業者における有益な環境情報の形成の確保という観点から、環境影響評価図書をインターネットにより公表することを義務付ける方が便益が大きいと考えられる。</p>		
有識者の見解その他の関連事項		
<p>中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日)において、「環境影響評価図書の電子縦覧の手続電子化を義務付けるべきである。」と明記されている。</p> <p>また、諸外国において環境影響評価図書の電子縦覧は、法令上又は運用によって大半のケースにおいて実施されている。</p>		
レビューを行う時期又は条件		
改正法の附則に定める時期に合わせてレビューを行うこととする。		
備 考		

規制に係る事前評価書（要旨）

【 環境影響評価法の一部を改正する法律 】

規制の内容	環境影響評価図書のインターネットによる公表を義務付け		
担当部局	環境省総合環境政策局環境影響評価課 電話番号：03-5521-8235 E-mail：sokan-hyoka@env. go. jp		
評価実施時期	平成22年3月1日		
規制の目的、内容及び必要性等	事業者が作成する環境影響評価図書（以下「図書」という。）の縦覧場所が事業者の事務所あるいは関係都道府県の庁舎等に限られており、図書を確認するためには、実際に当該縦覧場所に行く必要がある。このため、事業の実施区域の近傍に居住していない者にとって、図書の縦覧が事実上困難となっており、これに対応するべく、図書のインターネットによる公表を義務付ける。		
	関連条項	第7条、第16条、第27条	
想定される代替案	代替案① 図書を全国の都道府県に配布することが考えられる。		
	代替案② 事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。		
規制の費用	費用の要素		代替案①の場合
(遵守費用)	事業者における電子縦覧に係る事務が生じる。電子縦覧を実施した実績のある事業者にアンケート調査したところ、約7割が追加的な予算は不要との回答を得ており、電子縦覧を実施することによる追加的な費用負担は事実上ほぼ発生しないものと考えられる。		事業者は、作成した図書を、必要部数を印刷の上、全国の都道府県に配布しなければならない。
	(行政費用)		新たに発生する費用はない。
	(その他の社会的費用)		特になし。
規制の便益	便益の要素		代替案①の場合
	居住地域に限定されることなく、図書へのアクセスの利便性が向上し、事業に係る適正な環境情報の形成に資することが期待される。		所属する都道府県庁に行きさえすれば、図書を閲覧することができる。
			図書へのアクセスの利便性が向上し、事業に係る適正な環境情報の形成に資することが期待される。
政策評価の結果	事業者にとって追加的な費用負担は事実上ほぼ発生させることなく、居住地域に限定されずに図書へのアクセスの利便性を向上させ、事業に係る適正な環境情報の形成に資することが期待される。		
(費用と便益の関係の分析等)	代替案①については、都道府県庁まで行く必要があるなど、事業者、一般双方にとって負担が大きい。代替案②については、法施行後の運用状況から見て、自主的取り組みでは十分な措置がなされない。事業者負担はほぼ同等であるが、事業者における有益な環境情報の形成の確保という観点から、図書をインターネットにより公表することを義務付ける方が便益が大きいと考えられる。		
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」（平成22年2月22日）において、「環境影響評価図書の電子縦覧の手続電子化を義務付けるべきである。」と明記されている。また、諸外国において環境影響評価図書の電子縦覧は、法令上又は運用によって大半のケースにおいて実施されている。		
レビューを行う時期又は条件	改正法の附則に定める時期に合わせてレビューを行うこととする。		
備考	特になし。		